

第4章 参考資料

1 統計データや調査の概要

(1) 人口動態統計、自殺統計の概要

本計画では、自殺者数・自殺死亡率の推移、自殺者の年齢構成、学生・生徒等の自殺者の状況、職業別の自殺者の状況、自殺の原因・動機、自殺者の自殺未遂歴の状況等を整理するために、人口動態統計や自殺統計を活用しました。それぞれの統計の概要は以下の図表のとおりとなっています。

図表 4-1 人口動態統計と自殺統計の概要

	人口動態統計	自殺統計
対象	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
期間	平成17年～令和4年	平成19年～令和4年
調査時点	住所地を基に死亡時点	発見地を基に自殺遺体発見時点 ※平成20年以前の横浜市のデータは、 管轄が横浜市内の警察署である自殺者
計上処理	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、後日原因が判明して死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。	捜査により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し計上しています。

(2) こころの健康に関する市民意識調査の概要

ア 調査の実施目的

市民の自殺に対する考え方、イメージや現状等の把握及び自殺対策事業の効果を測定し、その結果を明らかにすることで、今後の自殺対策における具体的取組に反映させることを目的として、「こころの健康に関する市民意識調査」を実施しました。

イ 調査対象

市内在住の16歳以上75歳未満の市民の中から、5,000 人を無作為抽出

ウ 調査方法

郵送配布、郵送あるいはインターネット回収による調査

エ 調査期間

令和4年8～9月

オ 回収状況

回収状況については、下記のとおりです。

A:配布数	B:回収数	C:回収率(%) (B/A)
5,000 件	1,832 件	36.6%

カ 集計の対象件数

「オ 回収状況」に記載している回収数1,832件のうち、年齢別男女別のウェイトバック集計を実施するにあたり、年齢、あるいは性別が不明、無回答のデータ(32件)を除外した1,800件を集計対象としています。また、前回調査の時系列比較を行うことも考慮して、前回調査についてもウェイトバック集計を行いました。なお、前回調査の集計対象は16歳以上75歳未満で年齢及び性別の回答があった1,173件となっています。

(3) 消防局救急活動データ及び消防局へのヒアリング調査の概要

ア 消防局救急活動データの概要

消防局救急活動データとは、横浜市消防局の業務統計の救急状況から、自損行為により救急要請・救急活動を行ったデータを集計、分析したものです。自損行為とは「故意に自分自身に傷害等を加えた事故」のことを言います。この消防局救急活動データの分析により、自殺未遂者支援の検討等に向けた基礎情報を整理しました。

対象	横浜市内で救急要請があり救急活動を行ったケース
データ期間	平成30年から令和4年の5年間
主なデータ項目	1. 基本情報 ・ 指今年月日 ・ 出場場所行政区 ・ 傷病者の性別、年齢 2. 搬送状況 ・ 搬送の有無 ・ 搬送先病院 ・ 不取扱の場合の理由 3. 傷病状況 ・ 受傷原因 ・ 傷病の程度 4. 既往症 ・ 既往症の有無 ・ 既往症の内容

イ 消防局へのヒアリング調査の概要

救急活動に従事したことのある消防局職員を対象として、自殺未遂者への対応状況についてヒアリング調査を実施し、救急活動時や不搬送となった場合の対応状況や課題、研修ニーズなどの把握することを通じて、自殺未遂者への支援の初期段階での課題や必要な対応策を検討するための基本情報を収集しました。

対象者	横浜市消防局救急課所属の6名
調査時期	令和5年6月27日(火)10:00~12:00
調査手法	・ 6名中4名に対しては対面でのグループインタビューを実施 ・ 6名中2名は書面での回答
主な調査項目	・ 回答者ご自身について ・ 自殺未遂者への対応状況について ・ 不搬送時の対応について ・ 自殺未遂者対応に関する研修ニーズについて

(4) 精神保健福祉法第 23 条に基づく警察官からの通報データの概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)第23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」としています。

本計画では、自殺対策の検討にあたって、平成30年から令和4年における当該通報データのうち、自傷及びそのおそれが確認されたケースについて集計・分析を行いました。

対象	横浜市内で23条通報があり自傷及びそのおそれが確認されたケース
データ期間	平成30年から令和4年の5年間
主なデータ項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の性別、年齢、居住区、同居者、職業 2. 通報の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報年月日、時刻 ・ 通報結果 ・ 診察結果 ・ 受入病院 ・ 診断名 ・ 診察不実施の理由 3. 通院状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科医療機関への通院状況 ・ 精神科医療機関への入院歴 ・ 過去の23条通報歴

※参考:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(警察官の通報)

第二十三条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(5) 救急医療機関調査の概要

ア 調査の目的

本市内の救急医療機関における、自殺未遂者への支援体制等を把握し、自殺未遂者に対する精神的ケア等の充実を検討するための基礎資料とすることを目的として、救急医療機関へアンケート調査とヒアリング調査を実施しました。

イ アンケート調査の概要

対象者	横浜市内に所在する三次救急医療機関及び二次救急医療機関(全数調査)
配布数	47件
調査時期	令和5年6月19日(月)～7月14日(金)
調査手法	郵送配付、郵送回収
回収状況	回収数25件、回収率53.2%
主な調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本情報について <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院名、調査票記入者 ・ 病床数、スタッフ在籍状況 ・ 精神科医等の体制 等 2. 自殺未遂者対応に関する院内体制等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺未遂者への対応に関するマニュアルの有無 ・ 自殺未遂者への対応に関する研修の受講状況 ・ 自殺未遂者への診療及び確認事項 等 3. 関係機関との連携について <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携状況 ・ 自殺未遂者の通院先医療機関との連携状況 等 4. 自殺未遂者支援・自殺対策全般について <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺未遂者への対応にあたっての困難 ・ 自殺未遂や再企図防止のために重要なこと 等

ウ ヒアリング調査の概要

対象者	横浜市内の3医療機関
調査時期	令和5年8月
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3医療機関に対して、事前にヒアリングシートを配布 ・ 2医療機関についてはオンラインヒアリングを実施 ・ 1医療機関についてはヒアリングシートに基づく書面回答
ヒアリング時間	約60分
主な調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自殺未遂者へのケアの取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理・社会的な介入における各職種の役割 ・ 自殺未遂者への対応の難しさや必要な対応策 等 2. 関係機関連携と地域ケアへの移行について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケアへ移行する際の困難・課題と対応状況 ・ 地域ケアへの移行にあたって必要な対応策 等

第 2 期横浜市自殺対策計画

～生きる・つながる～ 支えあう、よこはま

令和6年度～令和10年度

発行年月:令和6年3月

発行:横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話:045-662-3558 FAX:045-662-3525

E-mail: kf-jisatutaisaku@city.yokohama.lg.jp

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER